

日本労働組合同議規約改正案

第十八條の次に新に左記條項を設く

第十九條 若干数以上の本会議加盟団体所属組合同又は事務所所在地に

て 第三條記載の本会議目的を貫徹する爲め、其地方の歴史

的乃至特殊の事情よりこれを必要と認むるときは、日本労働

組合同議決議機関の承認を経て日本労働組合同議地方協議会

を設くる事を得

第二十條

地方協議会の目的、機能、構成及中央機関との牽絆關係等に